

平成 30 年度 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日時：平成 30 年 5 月 10 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 00 分

会場：上越市役所 401 会議室

1 開会

2 議事

(1)平成 29 年度の児童虐待の実態について

①事務局(すこやかにくらし包括支援センター)・・・資料 1

②上越児童相談所・・・資料 2

(2)平成 29 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績・・・資料 3

(3)平成 30 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画・・・資料 4

(4)意見交換・・・資料 5 資料 6

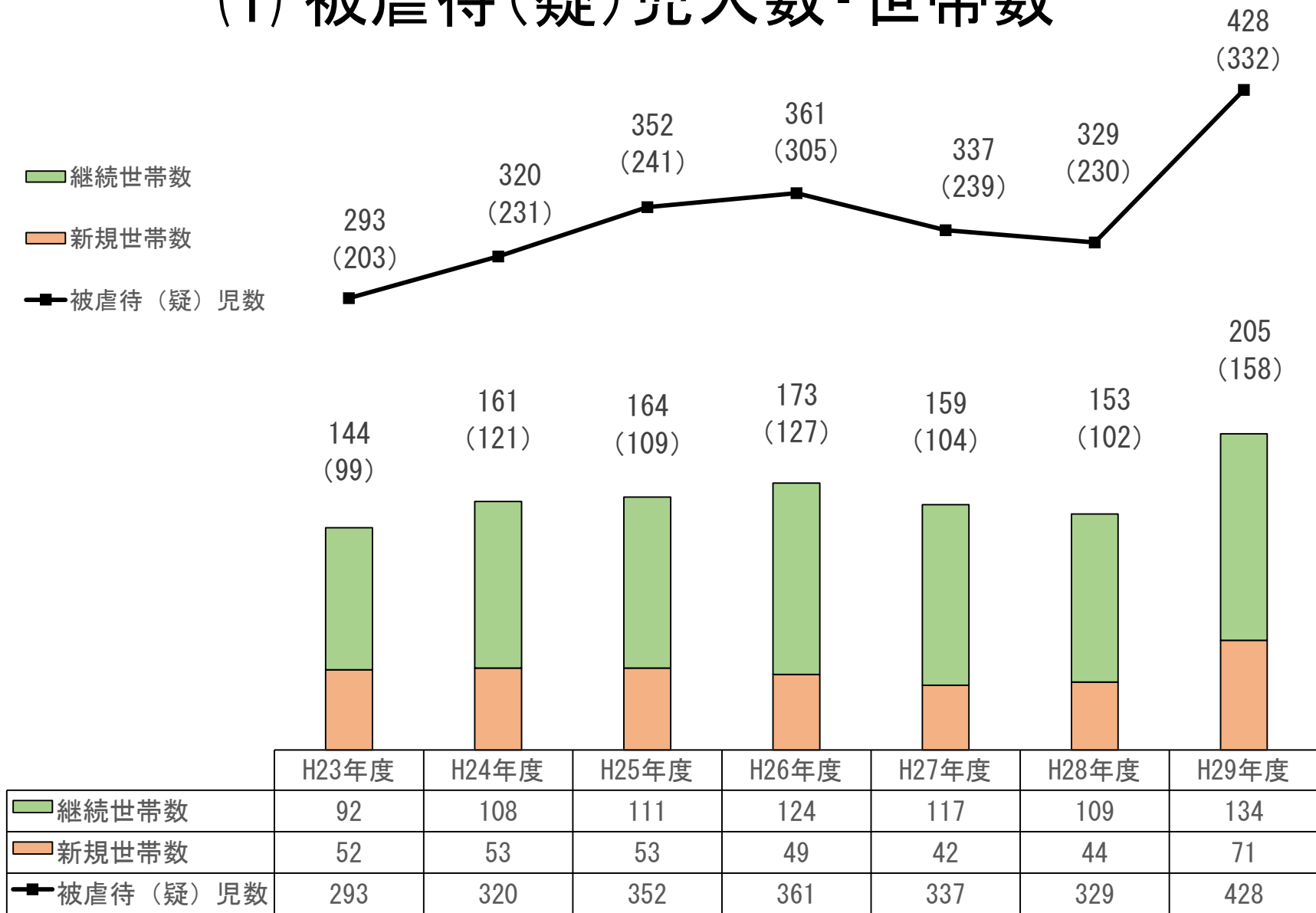
3 閉会

平成29年度上越市の児童虐待の実態について

- (1) 被虐待(疑)児人数・世帯数
- (2) 主な虐待(疑)内容(世帯ごと)
- (3) 被虐待(疑)児年齢
- (4) 情報提供者(世帯ごと)
- (5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)

上越市すこやかなくらし包括支援センター

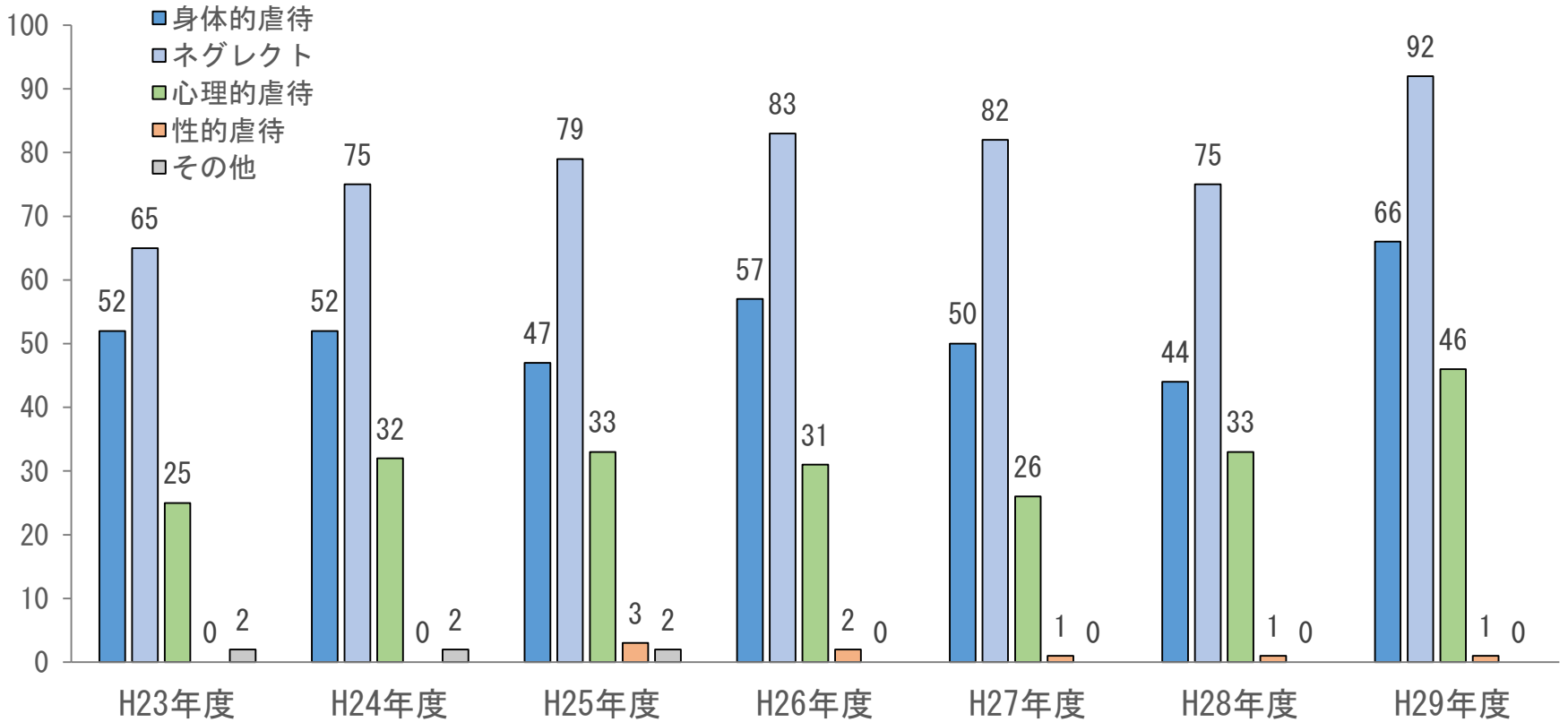
(1) 被虐待(疑)児人数・世帯数



※グラフ上の（ ）内の数字は合併前上越の数値

(2) 主な虐待(疑)内容(世帯ごと)

(件数)

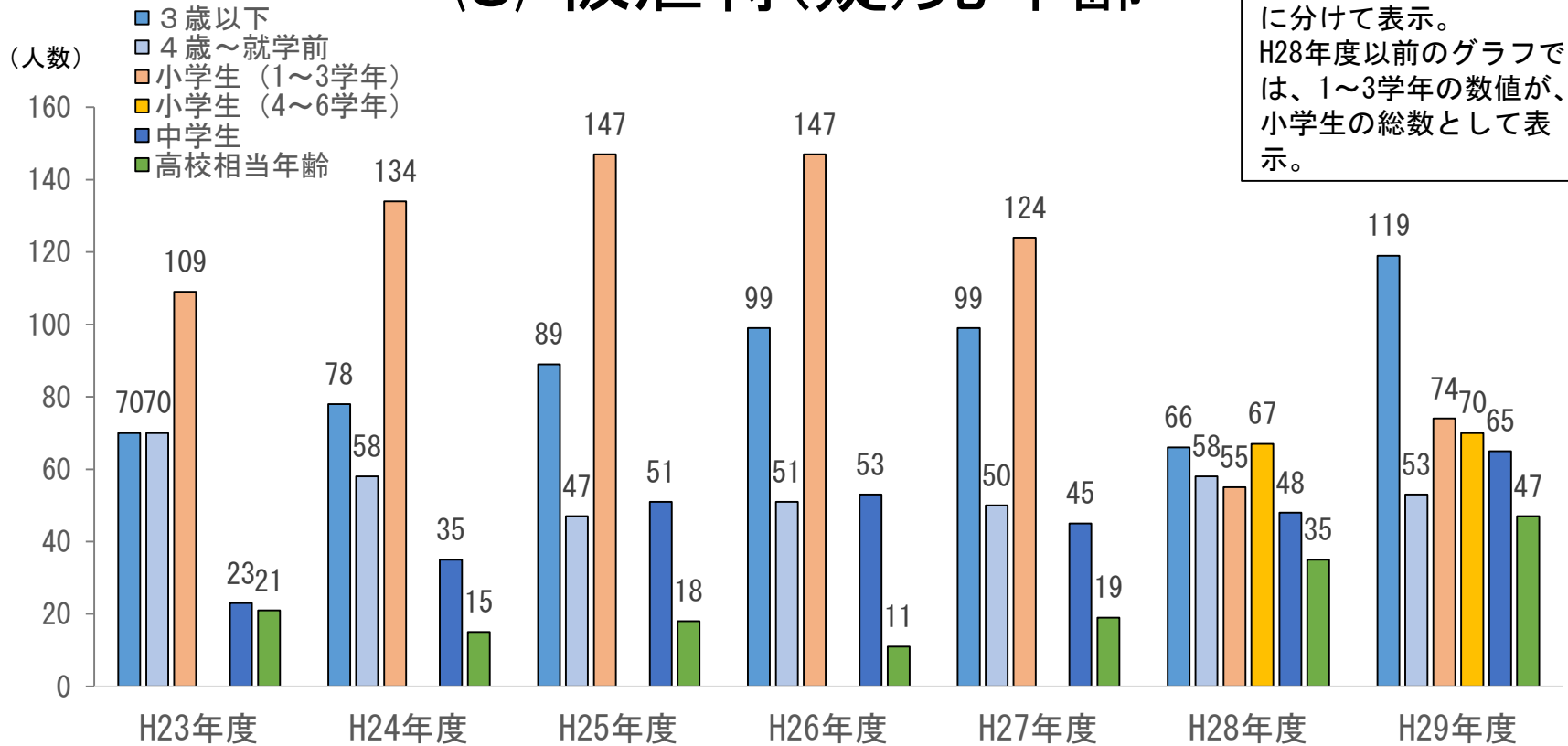


(世帯)

虐待(疑)の内容	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
身体的虐待	52	52	47	57	50	44	66
ネグレクト	65	75	79	83	82	75	92
心理的虐待	25	32	33	31	26	33	46
性的虐待	0	0	3	2	1	1	1
その他	2	2	2	0	0	0	0
合計	144	161	164	173	159	153	205

(3) 被虐待(疑)児年齢

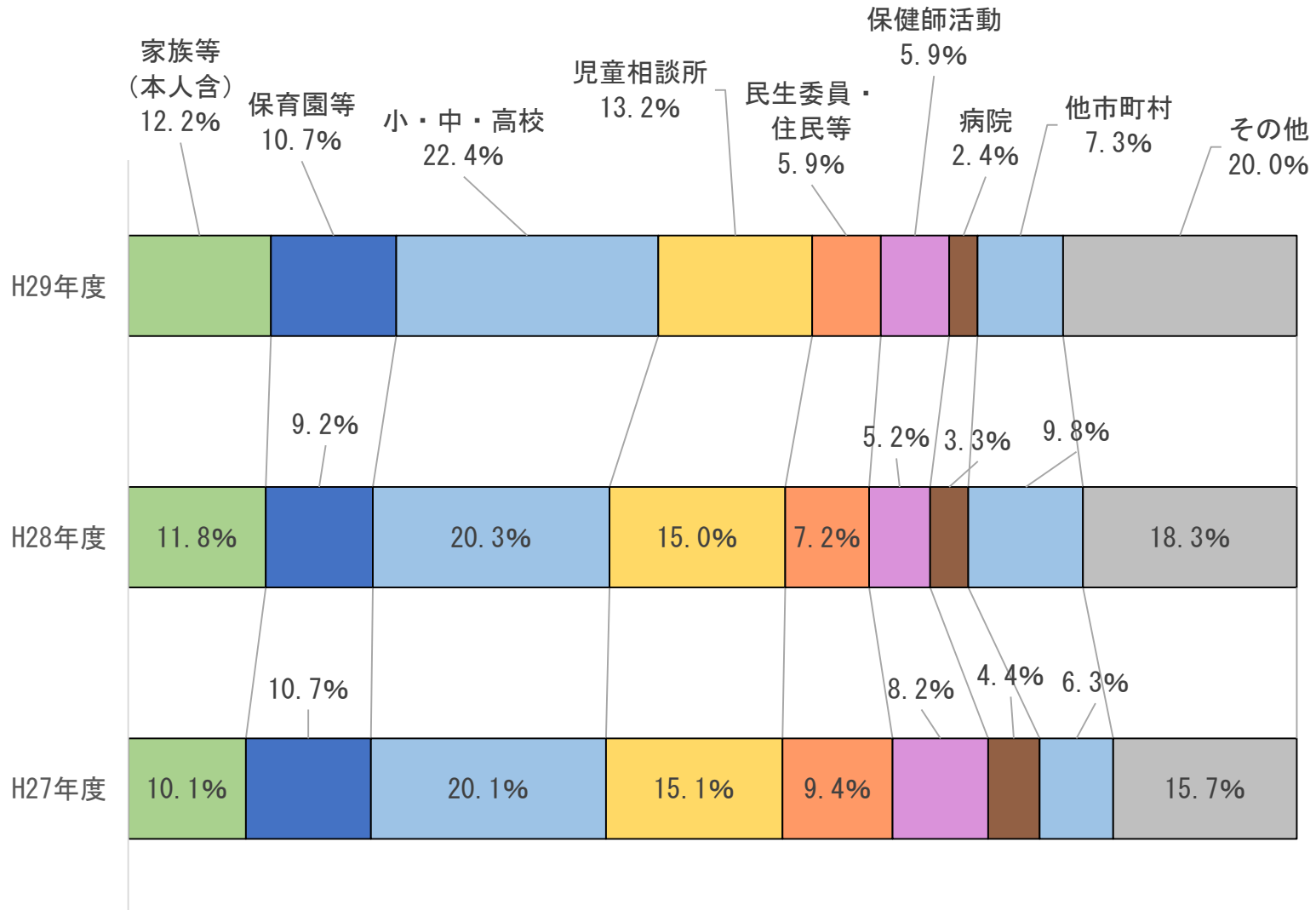
※小学生：H28年度からは、1～3学年、4～6学年に分けて表示。
H28年度以前のグラフでは、1～3学年の数値が、小学生の総数として表示。



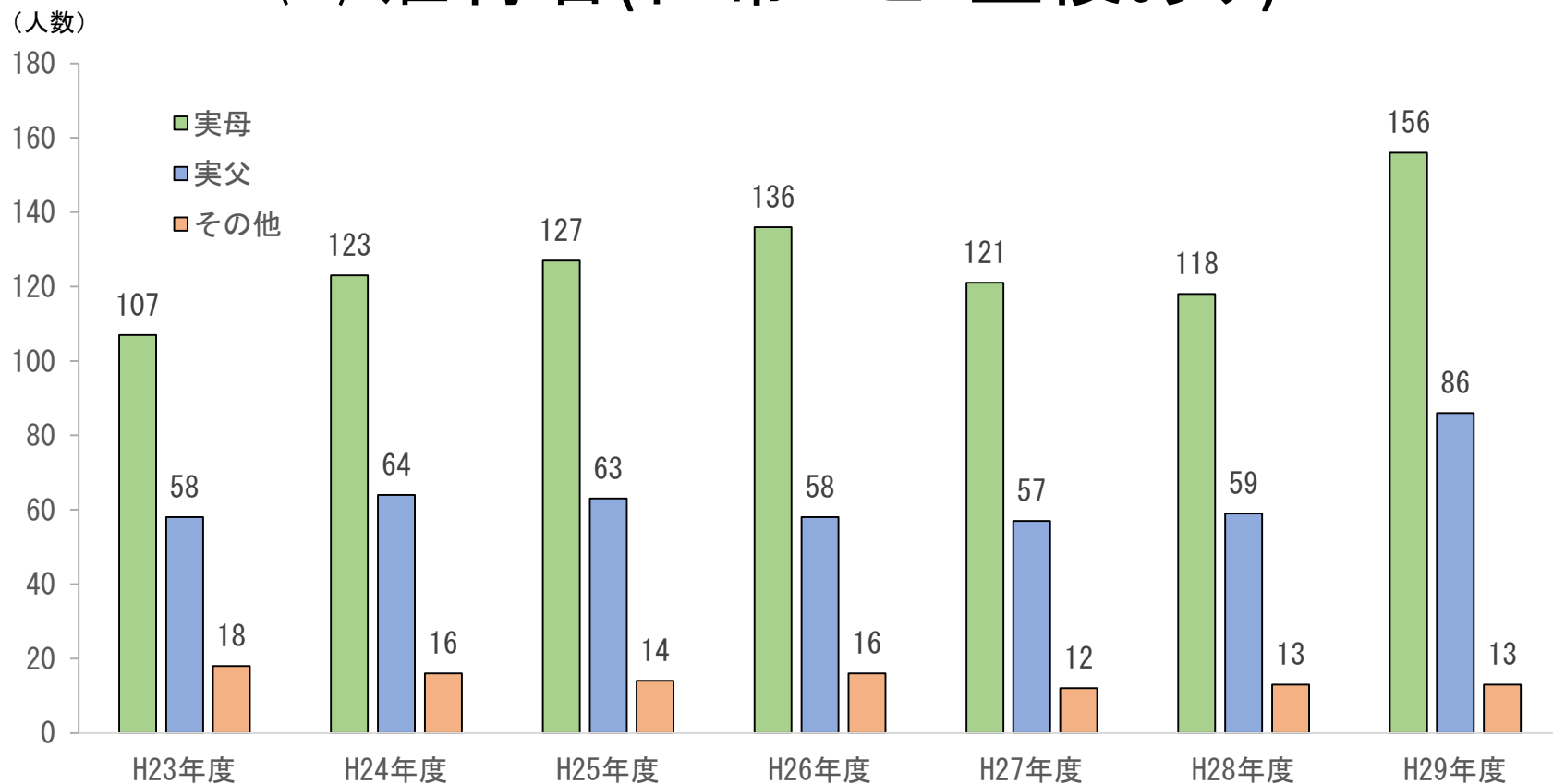
年齢構成	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3歳以下	70	78	89	99	99	66	119
4歳～就学前	70	58	47	51	50	58	53
小学生 (1～3学年)	109	134	147	147	124	55	74
小学生 (4～6学年)						67	70
中学生	23	35	51	53	45	48	65
高校相当年齢	21	15	18	11	19	35	47
合計	293	320	352	361	337	329	428

(4) 情報提供者(世帯ごと)

平成27年度～平成29年度の比較



(5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)



(人数)

虐待者	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実母	107	123	127	136	121	118	156
実父	58	64	63	58	57	59	86
その他	18	16	14	16	12	13	13
合計	183	203	204	210	190	190	255

平成30年度
要保護児童対策地域協議会資料

児童相談所における相談の現状と対応

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
児童・障害者相談センター(児童相談所)
センター長(所長) 佐藤 洋

上越児童・障害者相談センター

1 業務

- ・ 児童相談所の業務(児童福祉法)
18歳未満の健全育成にかかる相談に対応
- ・ 身体障害者更生相談所の業務(身体障害者福祉法)
身体障害者手帳、補装具、自立支援医療等にかかる相談に対応
- ・ 知的障害者更生相談所の業務(知的障害者福祉法)
療育手帳、医学的・心理学的・職能的判定等にかかる相談に対応

2 管轄する区域

- ・ 上越市、妙高市、糸魚川市の3市
- ・ 総人口:268,321人、児童人口:39,718(H30.1.1推計)

3 職員体制(H30.4.1)

- ・ 所長(1)、課長(2)、児童福祉司(地区担当4、受理担当2)、心理判定員(2)
児童指導員(2)
- ・ 非常勤嘱託員(非常勤15:子育て支援、一時保護、炊事、法務、里親等相談支援)、医師(嘱託4)

県内児童相談所の所在地と管轄

名称	所在地	管轄区域	管内総人口 (児童人口)
中央児童相談所★ (中央福祉相談センター)	新潟市江南区 亀田向陽	三条市、加茂市、燕市、五泉市、 佐渡市、阿賀町、田上町、弥彦村	343,533 (49,332)
新発田児童相談所 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	新発田市豊町	新発田市、村上市、阿賀野市、胎 内市、聖籠町、関川村、粟島浦村	251,599 (36,896)
長岡児童相談所★ (長岡地域振興局健康福祉環境部)	長岡市沖田	長岡市、柏崎市、見附市、小千谷 市、出雲崎町、刈羽村	443,984 (67,049)
南魚沼児童相談所 (南魚沼地域振興局健康福祉環境部)	南魚沼市六日町	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯 沢町、津南町	166,926 (24,403)
上越児童相談所★ (上越地域振興局健康福祉環境部)	上越市春日山町	上越市、妙高市、糸魚川市	268,321 (39,718)
新潟市児童相談所★	新潟市中央区 川岸町	新潟市	802,972 (120,205)

※ ★印の付いた児童相談所には「一時保護所」が設置されている。

児童相談所に対応する相談の種類・内容

養護相談	保護者の家出、死亡等の養育困難、虐待等に関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他の疾患等を有する子どもに関する相談
肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
視聴覚障害相談	盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談
言語発達障害相談	構音障害、吃音、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害のある子ども等に関する相談
重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
知的障害相談	知的障害児に関する相談
自閉症等相談	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
ぐ犯等相談	虚言癖、家出、性的逸脱等のぐ犯行為、飲酒・喫煙等の問題行動のある子どもの相談
触法行為等相談	触法行為や犯罪があったとして警察署又は家庭裁判所から送致のあった子どもの相談
性格行動相談	反抗、落ち着きがない、家庭内暴力等の行動上の問題を有する子どもに関する相談
不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育園に在籍中で登校(園)していない子どもに関する相談
適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊びに関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

児童相談所の機能

【基本的機能】

- ① 市町村援助機能
- ② 相談機能
- ③ 一時保護機能
- ④ 措置機能(児童福祉司指導、児童福祉施設施設、里親委託等)

「基本的機能」の③、④は、
児童相談所の固有機能
※ 決定権をもつ

【民法上の機能】

- ① 親権停止、喪失の請求
- ② 管理権喪失の請求
- ③ 未成年後見人の選任及び解任の請求

児童相談所の配置職員・職務

■ 児童福祉司

子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な調査や社会診断を行い、必要な援助を行う。

■ 心理判定員(児童心理司)

子どもや保護者等の相談に応じ、心理診断や心理療法、カウンセリングなどを行う。

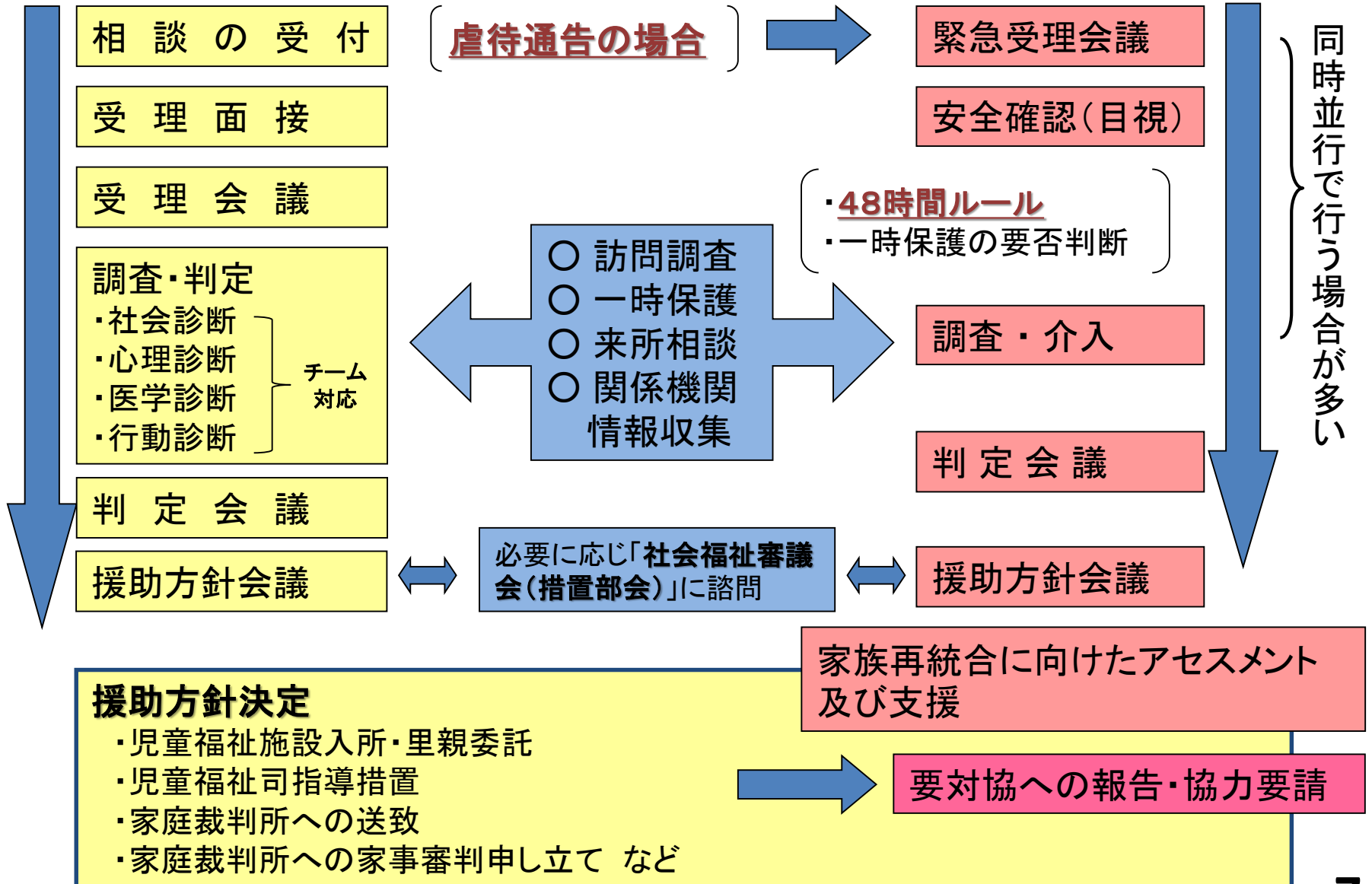
■ 児童指導員・保育士

一時保護している子どもの生活指導や学習指導、行動観察等を行う。

■ 医師(精神科・小児科)

診察、医学的検査等により医学診断を行う。

児童相談所における相談の流れ



総合診断と援助指針の決定

社会診断

- ① 保護者、子ども等との面接
- ② 関係者との面接
- ③ 観察
- ④ 生活環境調査
- ⑤ 照会、委嘱、立入調査

心理診断

- ① 保護者、子ども等との面接
- ② 心理検査
- ③ 観察
- ④ その他

医学診断

- ① 問診、診察
- ② 医学的検査

行動診断

- ① 行動観察
- ② 生活場面における面接

判定会議・総合診断

【援助指針】の作成

- 援助目標、援助方法、援助の見通し
- 子ども、保護者への説明と同意
- 関係機関への説明と意見聴取
- 措置予定の児童福祉施設・里親との協議、「自立支援計画」・「養育計画」の作成

【援助方針会議】

- 援助指針の決定
※ 定期見直し

『援助』の種類・内容

【措置による指導】

- 児童福祉司指導措置、児童委員指導措置、児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託措置、里親委託措置、訓戒・誓約

※「児童福祉施設」には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等がある

【措置によらない指導】

- 助言指導、継続指導、他機関あっせん

【その他】

- 家庭裁判所送致、家庭裁判所に対する家事審判の申立て(親権停止・喪失、措置の承認等)、福祉事務所送致

一時保護施設

- 一時保護の理由: **緊急保護**、行動観察、短期入所指導
- 援助の基本:
 - 安全と安心の提供
 - そこにいても否定・攻撃されない
 - 振り返りと自尊感情の取り戻し
 - 次の生活への準備(長期になると閉塞感)
- 一時保護の**強行性**: 子どもの福祉を害すると認められる時は、保護者の同意を得られなくとも行うことができる

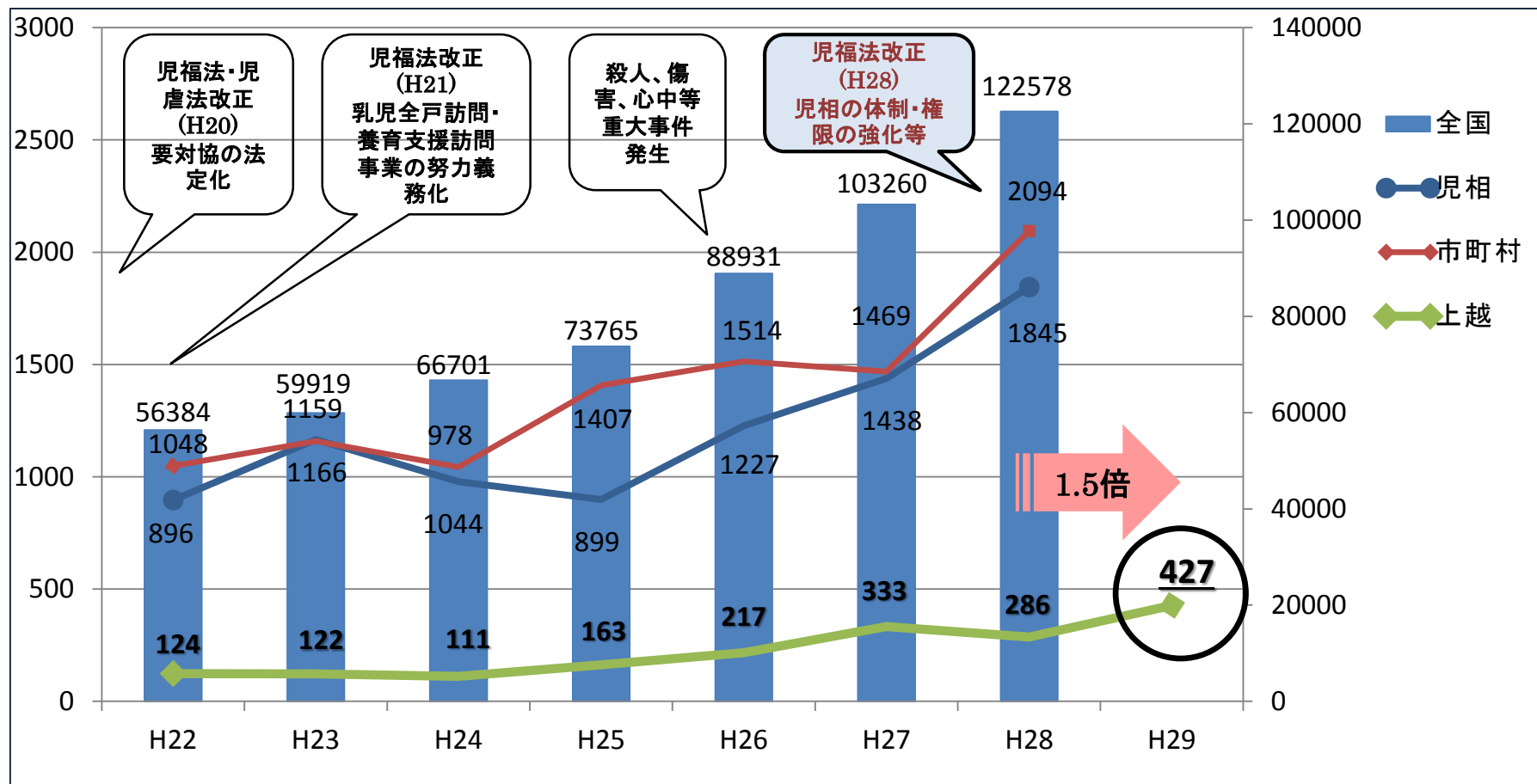


児童相談対応件数(上越:種別)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
養護相談	313	384	428	529	697	863(68.9%)
保健相談	2	6	3	1	2	0(0.00%)
障害相談	277	295	323	318	323	319(25.5%)
非行相談	23	28	33	29	25	13(1.04%)
育成相談	70	53	76	49	64	41(3.28%)
その他	41	16	15	12	12	16(1.28%)
計	726	782	877	938	1,123	1,252(100%)
<u>再掲)虐待</u>	111	163	188	333	286	<u>427(34.1%)</u>
<u>再掲)いじめ</u>	0	0	0	0	0	<u>1(0.00%)</u>

児童虐待相談対応件数の推移

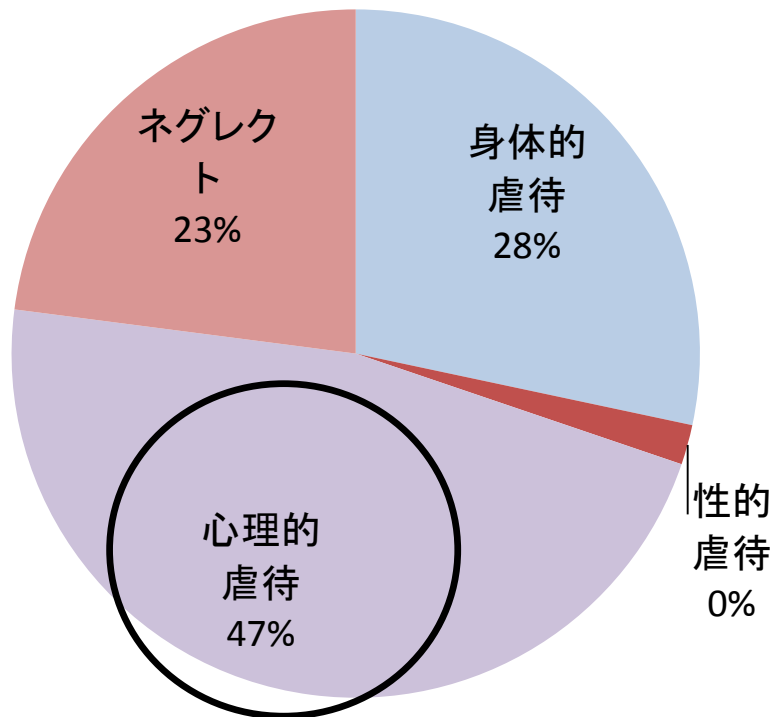
- 全国・県は過去最高の相談件数を更新
- 増加の背景には、社会意識の高まり、警察通告(面前DV)の増加等がある
- 当所(H29)では、市役所や家族等からの相談が増え前年度比1.5倍に急増



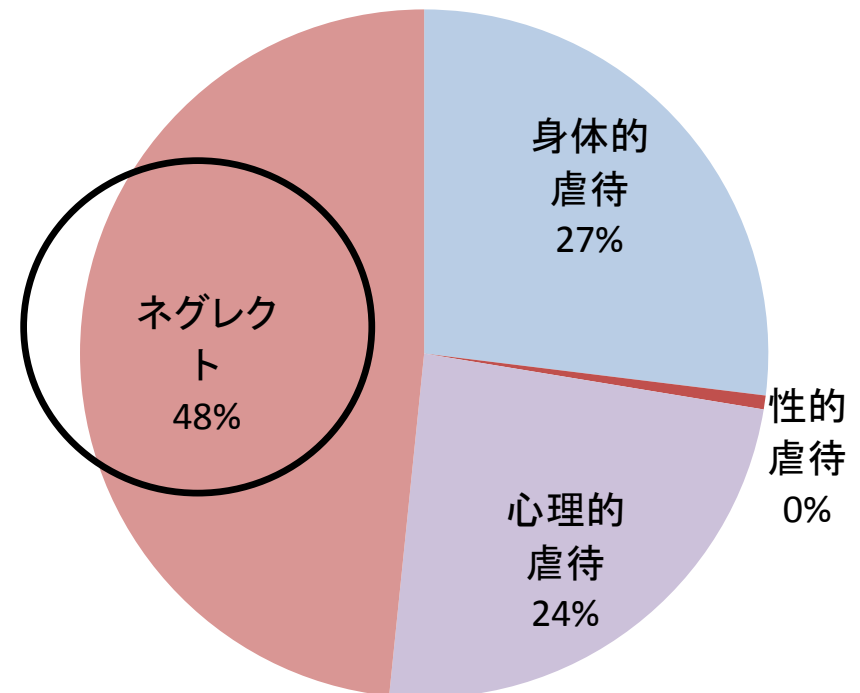
児童虐待の内訳(種別)

- 児童相談所と比較すると市町村では「ネグレクト」の割合が多い
- 「家族形態」ではひとり親家庭、「養育者」では疾患や障害等の育児がしづらい事情を抱えている事例が目立っている

児童相談所



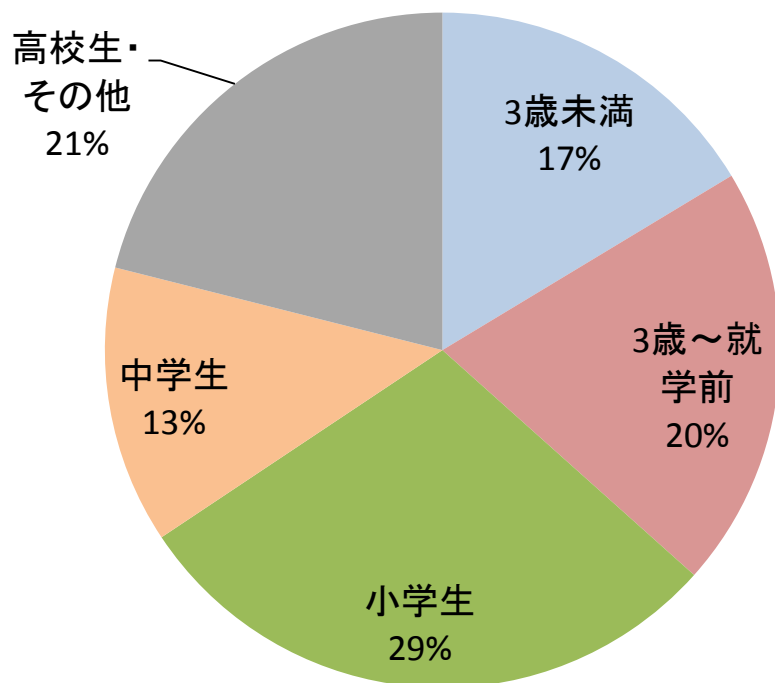
市町村(上越児相管内)



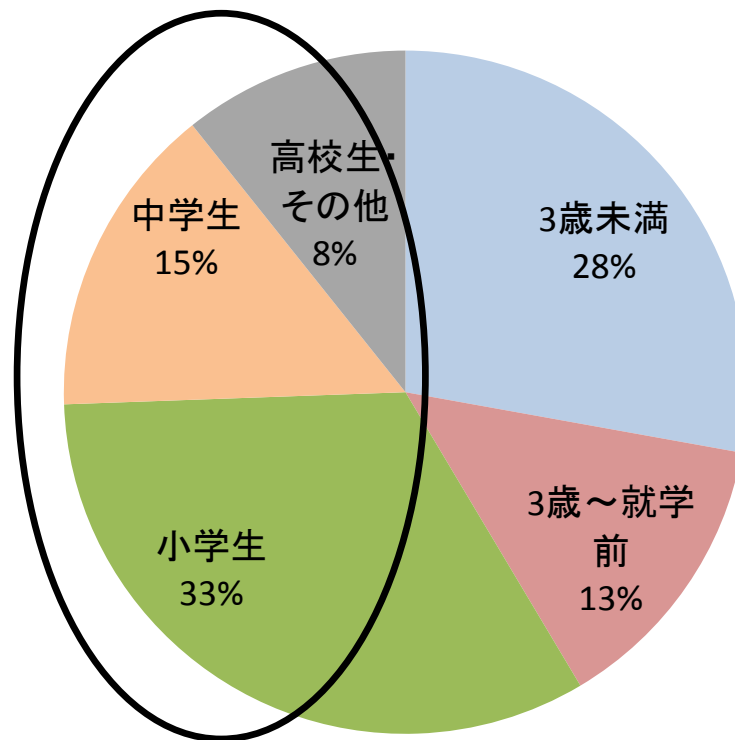
児童虐待の内訳(年齢)

- 相談は「就学前」よりも「小学生」以上(6割以上)の年代が多い
- 学童期に入って発生した事例は少なく、今後の取組の方向性としては、早期発見・早期支援や予防対策の更なる強化が必要と考えられる

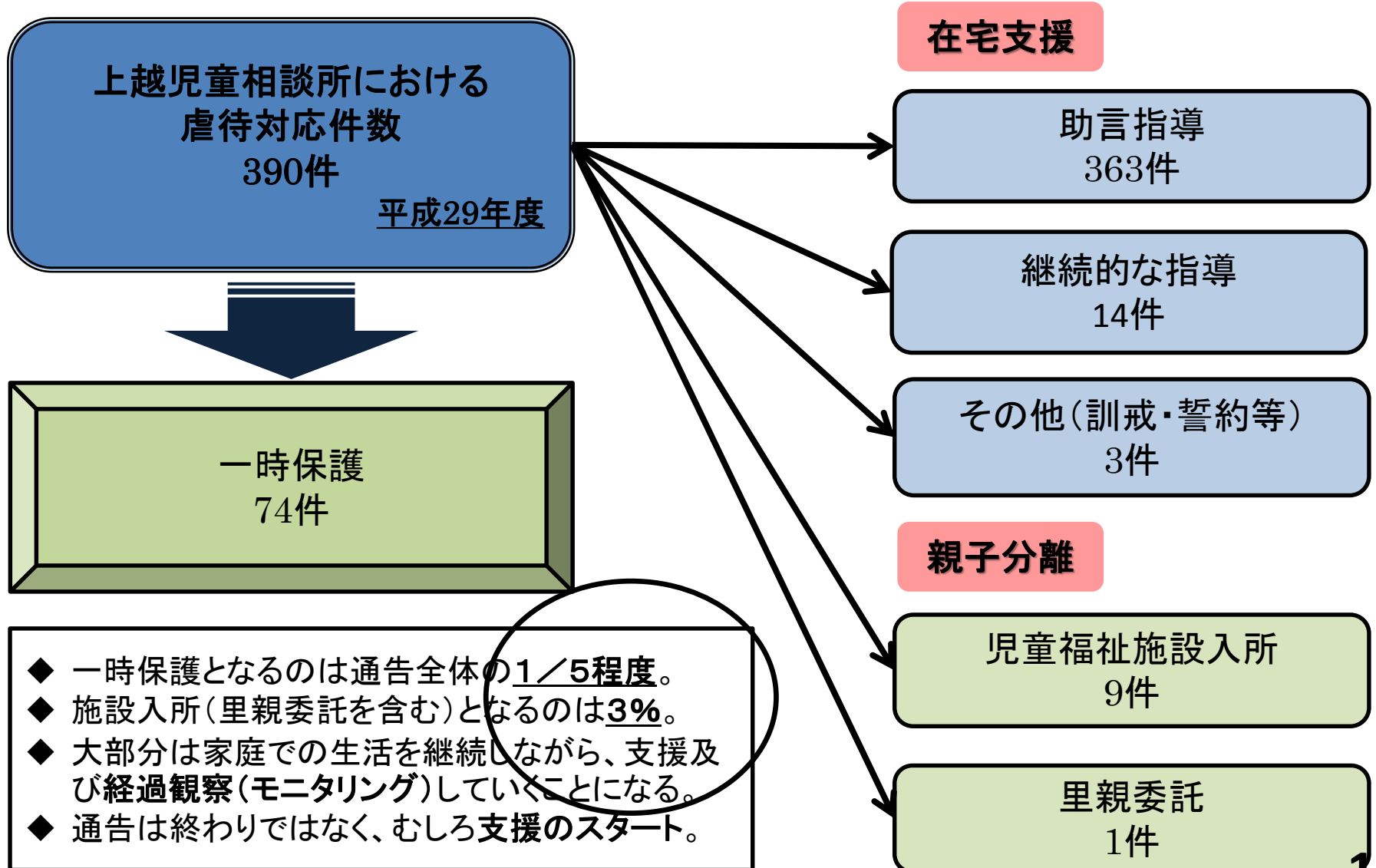
児童相談所



市町村(上越児相管内)



虐待通告を受けた児童への対応



「一時保護」のフローチャート

通告受理

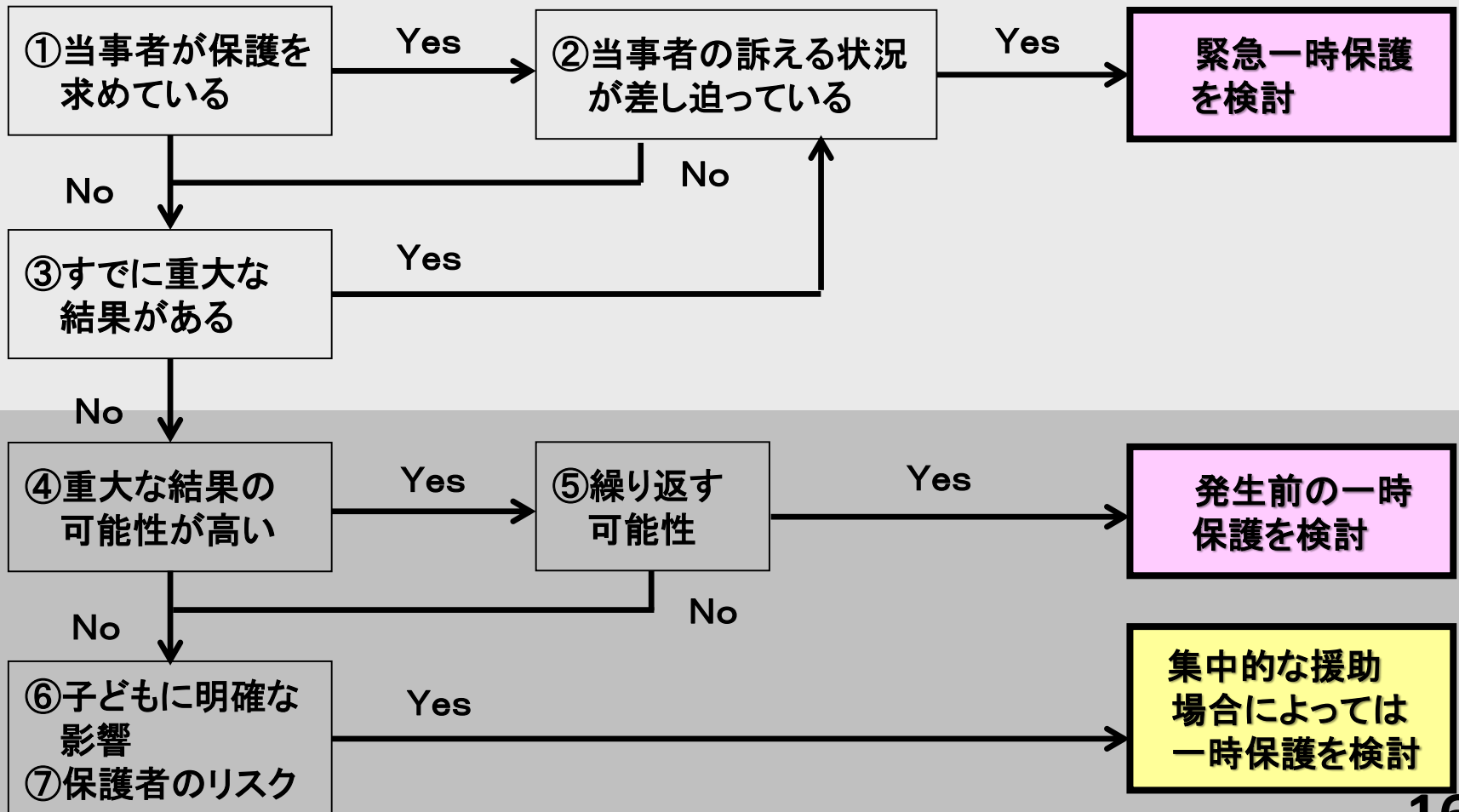
調査

安全確認

アセスメント

一時保護の開始

フ
ロ
ー
チ
ャ
ー
ト



家庭復帰の判断のポイント

援助方針 検討

在宅援助

- 1 虐待の程度が軽く、子どもを死に至らしめる可能性が極めて低い。
- 2 子どもが幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などの所属集団に毎日通っている。
- 3 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・(主任)児童委員、家庭相談員、保健師、児童相談所職員等援助機関等の訪問を受け入れる。
- 4 関係機関内で「在宅で援助していく」という共通認識がある。
- 5 家庭内に、少なくとも援助機関等が家庭内の情報を得ることのできるキーパーソンがいる。

分離保護

- 1 児童福祉施設入所
 - ◆ 乳児院、児童養護施設
 - ◆ 障害児施設
 - ◆ 児童自立支援施設
- 2 里親委託
- 3 虐待者とは異なる親族等による養育

児童虐待のリスク要因

- リスクとなる要因は一つではなく、**複合的**な場合が多い。
- 養育者の自覚は別として、**虐待は追い込まれた末の行為**であることが多い。

- 望まない妊娠(10代)
- 愛着形成不十分
- 産後うつ等の精神的に不安定な状況
- 医療につながっていない障害や疾患等がある
- 育児の不安やストレス
- 元来、性格が攻撃的・衝動的
- 被虐待経験

親

予防のポイント

- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭(ステップファミリー)
- 夫婦関係を含め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族・地域から孤立した家庭
- 経済的な不安のある家庭
- 夫婦不和、DV等のある家庭

養育環境

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 慢性的な疾患を有する子ども
- 何らかの育てにくさを持っている子ども

子ども

〔母親と子どもに共通する性格特性〕

- ・ 慢性的な欲求不満、過敏さと傷つきやすさ、攻撃性の高さ、自己イメージの悪さ

〔虐待を認めない心理〕

- ・ 不利益を受ける、家族の危機、罪の意識に直面、親としての存在の否定、など

〔悪循環の要因〕

- ・ 親の過剰な要求と子どもの無理な適応、子どもの問題行動と親の反応
- ・ 家族の孤立化と援助の困難化

深刻化する
メカニズム

虐待が子どもに及ぼす影響

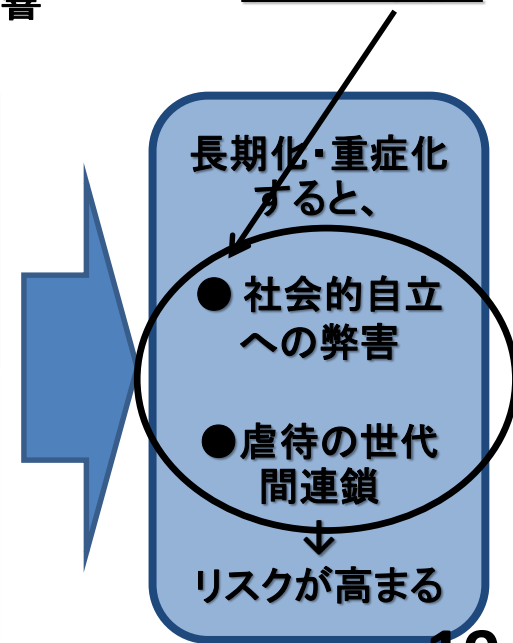
身体への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 死亡、身体的外傷・ 低身長、低体重、肥満・ その他(貧血、皮膚病、夜尿、第二次的徴の遅れ)
知的発達への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 言葉の遅れ、学習の遅れ
情緒・心理面への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 過敏さと傷つきやすさ、感情コントロールの悪さ(抑え込み・爆発)・ 慢性的な欲求不満、自己イメージの悪さ



1次的影響 → 2次的影響

行動への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 身辺自立の遅れ(基本的な生活習慣の遅れ)・ 落ち着きのなさ・ 粗暴な言動、非行・ 自傷行為や自殺、食行動の異常・ トラウマによる反応
対人関係への影響	<ul style="list-style-type: none">・ 虐待に関連する対人関係を避ける傾向・ 適切な距離を保てない傾向、赤ちゃん返り・ 相手の期待を先取りした行動・ 大人への不信感、絶望感・ 同世代の子どもとの関係を結べない傾向

社会的損失



市町村と児童相談所の役割分担と連携

予防

発見

調査

介入

保護

支援

再発予防

個別ケース検討会議の開催（支援の局面に応じて随時開催）

市
町
村
児
童
相
談
所

〔軽度〕
〔中程度〕
〔重度〕

※教育・啓発

※発見・支援

通告受理

- ・周辺調査
- ・情報収集
- ・安全確認(48H以内目視)

※安全確認できない時

緊急度の判断

- ・緊急度が中軽度
- ・緊急度が重中度

保護者への接触

介入

- ・一時保護
- ・保護者への告知

立入調査

- ・警察への援助要請

要対協

助言指導

- ・支援計画
- ・見守り・モニター
- ・支援・ケア
- ・評価 → 終結

継続指導

在宅指導

親子分離

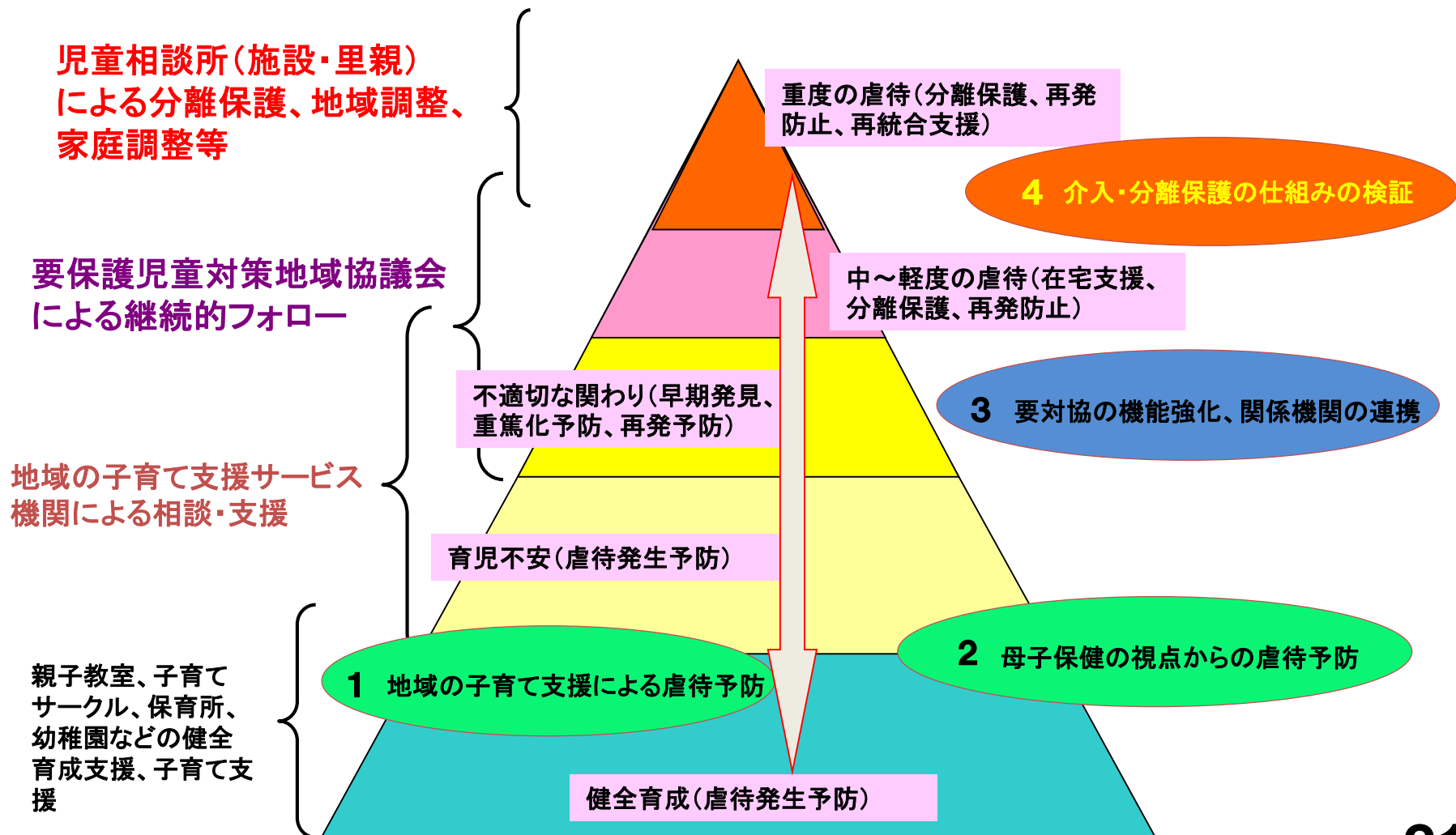
- ・施設入所措置
- ・里親委託措置

法的手続き

- ・家裁28条申立等

児童福祉司指導措置

虐待相談の対応の留意点 (虐待の進行と予防を意識した対応)



市町村・学校・保育園等への調査

1 虐待通告の調査への協力

- ・ 虐待通告・相談があった場合は、原則として48時間以内に目視による安否確認を行っている。
- ・ 市町村等に対しては、安否確認、世帯・養育状況の調査、学校生活状況の照会(文書)等を依頼。

2 終結ケースの現況確認(アフターフォロー)

- ・ 指導を終結したケースについて、終結後3か月後、9か月後に再発や悪化がないかどうか現況確認(保護者・本人に告知しない調査)を行っている。
- ・ 市町村等に対して電話照会を実施して所内会議で検討。

重症度	区分	対象ケース	フォロー頻度等	現況確認
AA	I 区分	緊急一時保護	2回以上/月	第1、第3週の 所内会議で確認
A(重度)		未処理ケース		
B(中度)	II 区分	児童福祉司指導措置	1回/月	第2週の所内会 議で確認
C(軽度)		継続指導		
D(危惧)	III 区分	<u>終結したケース</u>	1回目:3か月後 2回目:9か月後	第4週の所内会 議で確認
終結ケース		<u>市町村(要対協)依頼ケース</u>		

個人情報保護の取扱い

■ 児童福祉法第25条第2項第2号

「要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。」

■ 児童福祉法第25条第3項

「要保護児童対策地域協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」

課題と今後の取組（関係機関との協働）

課題①：早期発見・早期支援の徹底（重症化予防）

- ・ 学校、保育園、医療機関との情報共有、連携の強化
→ 見逃し、通告の躊躇、放置を生まない関係づくり

課題②：予防の取組の強化（未然防止）

- ・ 特定妊婦（若年、心身不調者等）の把握と早期支援
→ リスク評価と支援（出産後までの継続的支援）

課題③：虐待を受けた子どものケア（世代間連鎖を防ぐ）

- ・ 日常場面（学校・保育園、地域）での「こころのケア」
→ 話を聞く、声かけ、スキンシップ等できることから
→ 社会的自立へとつながる息の長い支援

【目標】

- 出産や子育てに不安を抱える者の減少
- 児童虐待の減少
- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

平成 29 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

○会議開催状況

区分	開催日	会場	回数
代表者会議（※1）	6/19	上越市役所 401 会議室	1 回
実務者会議（※2）			
合同実務者会議	①4/17、②H30/3/13	上越市役所 401 会議室	2 回
合併前上越市・名立区	①6/5、②8/7、③10/2 ④12/4、⑤H30/2/5	上越市役所 地下図書室	5 回
東頸ブロック 安塚, 浦川原, 大島	①8/3 ②11/9 ③1/25	①大島コミュニティプラザ ②安塚区総合事務所 ③浦川原コミュニティプラザ	3 回
頸北ブロック 大潟, 頸城, 吉川, 柿崎	①6/30、②10/6、 ③H30/1/19	大潟保健センター	3 回
中頸ブロック 三和, 牧, 清里, 中郷, 板倉	①6/7、②10/12、③12/14	板倉区総合事務所	3 回
個別ケース検討会議（※3）	開催回数…151 回 検討児童数…159 名(実人数 100 名)		

※1 代表者会議…関係機関の代表者等による会議

※2 実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議。対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの

※3 個別ケース検討会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議

○研修会状況

対象者	実施日時・研修会名（会場）	研修内容
保育園関係	①4/28 私立保育園園長会議（文化会館） ②5/8 公立保育園園長会議（教育プラザ） ③6/29 実務者研修会（文化会館） ④7/18 私立幼稚園園長会議（教育プラザ）	①上越市の児童虐待対応について ②通告について ③児童虐待について ④児童虐待について
学校関係	①4/13 新任養護教諭研修会 （教育プラザ） ②10/12 児童虐待通告について研修会 （教育プラザ） ③11/24 総合的な学習の時間に関する現地学 習（市役所 401 会議室） ④3/7, 14 養護教諭 保健事業説明会 （教育プラザ）	①上越市の現状・通告について、 虐待通告を考える ②虐待通告について ③児童虐待の現状、実態について ④上越市の児童虐待について
その他	①7/12 三和区民生委員・児童委員協議会定 例会（三和コミュニティプラザ）	①子どもを取り巻く問題について

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの。

（裏面あり）

○その他研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

・保健師、保育士、社会福祉士、家庭相談員関係…12回

○啓発活動

啓発内容	啓発方法	時期
子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発	啓発ポスターの配布	4月中旬
夏休みに向けての児童虐待の周知	広報上越	7月
児童虐待防止推進月間の周知	FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、学校、医療機関、町内会集会所等）	11月
里親制度の周知	啓発ポスターの配布（市窓口）	11月
高等学校との情報交換と周知	訪問	5月
保育園・幼稚園、小中学校等との情報交換と周知	訪問	5月～7月
児童虐待に関する啓発	健康づくりリーダーへの啓発物品の配布及び説明	5～6月
	子どもの虐待防止ハンドブックの配布 （配布先：代表者会議委員、園、学校、民生委員、町内会長、医療機関等）	H30年1月～4月

○その他

	実施日時	実施内容
上越地区会議 （児童相談所主催）	①7/27（上越保健所） ②H30/3/23（上越保健所）	アセスメントシートの活用について、要対協の効率的な運営及び要保護児相に関わる対応等について

平成 30 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

1 会議について

(1) 代表者会議・・・平成 30 年 5 月 10 日（木） 市役所 401 会議室

(2) 実務者会議

開催区分	会場	回数	備考
合同実務者会議	市役所 401 会議室	年 2 回	5/10 ※第 2 回の日程等は後日決定
合併前上越市 名立区	市役所地下図書室、市役 所 301・302 会議室	年 5 回	6/4、8/6、10/1、12/3、2/4
安塚・浦川原・ 大島	大島・安塚・浦川原	年 3 回	8/2（大島）、11/8（安塚）、1/31（浦 川原）
柿崎・大潟・頸 城・吉川	大潟保健センター	年 3 回	6/22、10/5、1/18
牧・中郷・板倉・ 清里・三和	板倉区総合事務所	年 3 回	7/5・10/26・12/20

(協議方法) ※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

受理番号の若い順から 100～110 ケース程度をピックアップし、ケースの状況や緊急度について協議、報告をする。

(3) 個別ケース検討会議・・・ケースの状況に応じて実務者レベルで開催

2 研修会について（予定）

- ・教職員対象研修会（学校教育課と合同で開催）
- ・小中学校養護教諭対象の研修会（学校保健事業説明会に併せて実施）
- ・保育園・幼稚園・認定こども園の職員等を対象にした研修会
- ・県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士や保健師、社会福祉士などを派遣

3 予防・啓発関係（主なもの）

- ・虐待予防・早期発見の取組として、乳幼児健診や各種教室、特定妊婦の把握、保健師・相談員による訪問等での相談
- ・要保護児童等の情報提供による学校や園等との連携強化、高等学校への相談窓口の周知と情報交換の実施
- ・家庭相談員による相談支援
- ・FM-J や広報上越などによる児童虐待防止啓発活動
- ・11 月の児童虐待防止推進月間に合わせたキャンペーン

No	児童虐待について知りたいこと	回 答
1	虐待行為に至る要因分析がなされていたら、教えてほしい。	<p>厚生労働省の「子どもの虐待対応の手引き」において、リスク要因を4つに分類しています。具体的には①保護者側、②子ども側、③養育環境、④その他虐待のリスクが高いと想定される場合の4つで、虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点として挙げられています。</p> <p>当市で受理している事案においては、1つの事案でも、複数の要因が重なり合っているものが多く、個別の案件に係る分析までは行っていません。</p> <p>※詳細は、上越市子どもの虐待防止ハンドブックの3ページを参照</p>
2	きつく叱っている親の態度で、どのようなことは虐待（特に心理的虐待）になるのか。（暴力ではない部分）	<p>具体例として、「しつけ」と「虐待」を混同しているケースが挙げられます。見極めのポイントは、子ども側でコントロールができるかどうかです。多くの場合、親は自分の行為を「しつけ」と主張します。しかし、それが子どもの心身を傷つける行為であれば「虐待」になります。</p> <p>*しつけ：何をしたら誉められ、何をしたら罰せられるのか、子どもにも理解し予測できること</p> <p>*虐待：大人の気分や理解しがたい理由で罰せられること</p> <p>※詳細は、上越市子どもの虐待防止ハンドブックの1～2ページを参照</p>
3	虐待をしてしまった親への対応はどのように行われるのか、具体的に知りたい。	<p>事案によって対応は異なります。一例を挙げると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談を通じて親の話をよく聞き、不安を和らげ、安心して相談してもらえようような関係をつくっていきます。そして、親が行ってきた行為と現状の問題点を整理して一緒に改善方法を考えています。その後親の変化が見られれば、肯定的な評価も伝えていきます。 ・関係機関（園や学校等）の保育士や先生など（親子にとって身近な人）から「子育てで困っていることがないか」などの声かけをしてもらっています。 ・子どもへの関わり方や子どもを育てる力をつける支援として、保育園、幼稚園、認定こども園の保護者やこども発達支援センターを利用している保護者を対象に「親子コミュニケーション支援」を実施しています。
4	児童相談所が関わった場合、保護できる年齢は何歳までなのか。結果、終結の判断はどの様にしているのか。判断は、児童相談所だけで行うのか。	<p>①相談について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の規定により、児童相談の対象は18歳未満です。したがって、一時保護の対象も18歳に達する前までの児童となります。 ・相談の内容は様々ですが、問題が解決した場合は児童相談所における相談は終結となります。また、問題は解決していないが、その程度が軽減している場合等は、関係者と協議して学校等での見守りや支援を依頼して、一旦児童相談所による相談を終結する場合があります。 ・問題が解決しないまま18歳達年となってしまう場合は、問題の内容に応じて対応可能な専門機関等に引き継ぐ（つなぐ）場合があります。 <p>②一時保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談における一時保護は、生命の危険や重大な結果（負傷等）が予測される場合、児童本人が保護を求めている場合等に実施をします。 ・一時保護の解除は、生命の危険や再被害のリスクが軽減したと判断する場合であって、保護者が虐待の行為を認め、改善を約束し、そのための具体的な対応を行っている場合、学校等による日常的・継続的なモニタリングが可能な場合、児童本人が帰宅する意思を持っている場合に一時保護を解除することとしています。
5	虐待の傾向・件数の現状を知りたい。	<p>資料1を参照してください。</p>
6	町内会長として取組の範囲を教えてください。	<p>児童虐待の防止、早期発見には地域の皆様のご協力が欠かせません。町内会長の皆様からも下記取組にご協力願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡：虐待と思われる行為を目撃した時、虐待が疑われる怒鳴り声、泣き声、叩く音などを聞いた時は、市役所や児童相談所に連絡をお願いします。 ・声かけ・見守り：日常的には、あいさつなどの声かけ、見守りをお願いします。 ・繋ぐ：家庭から実際に相談を受けたら一人で抱え込まず、専門の機関を紹介してください。 <p>※詳細は、上越市子どもの虐待防止ハンドブックの26ページ（町内会配付用は6ページ）を参照</p>

No	機関名	(1)児童虐待予防で取り組んでみたいこと	(2)児童虐待予防で既に取り組んでいること
1	新潟地方法務局上越支局	児童虐待が疑われる事案を承知した際には、他機関との連絡、連携を含め、一層速やかに対応していききたい	「子どもの人権110番」、「SOSミニレター」等により、児童虐待事案の早期把握に努めている
2	上越地域振興局健康福祉環境部	(2)の取組を通して、関係機関や関係団体等に児童虐待防止に関する情報提供や啓発を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児虐待予防事業の一環として、産科医療機関との未熟児等連絡会を開催。また、育てにくさを抱えやすい未熟児等を支援する人材に対して、研修会や検討会を開催 ・生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として、望まない妊娠を避けるために、思春期の性に関する検討会等、管内の高等学校や産科医療機関との連携に努めている
3	上越警察署	認知時における早期対応、児童の確認	認知時における早期対応、児童の確認
4	妙高警察署	—	警察において、児童虐待の恐れがある事案を認知した場合は、速やかに児童相談所へ通告するよう心掛けている
5	上越市中学校校長会(城北中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのきめ細やかな観察や理解 ・保護者との丁寧なコミュニケーションと信頼関係の確立 ・教育委員会事務局等、関係機関及び地域との連携 ・PTAでの啓発活動 	(1)と同じ
6	上越市小学校校長会(戸野目小学校)	児童の様子から、虐待を察知する能力を身につけるために研修を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・心配な子どもの家庭状況をそれとなく、いろいろな会で収集する ・健康観察で担任もしっかり見取る
7	上越市私立幼稚園連盟(聖上智オリーブこども園)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における親の意識、子育ての環境がいかに大切かを日々の保育の中で機会を捉えて発信している ・忙しく働く親への心の寄り添いも非常に大切と思う ・家庭とこども園がこどもを真ん中にして共にあることを、共有して行くことを願う園だよりで語りかけている
8	上越市子ども会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市子ども会連合会の会長として、上越市青少年健全育成センター運営協議会委員であり、街頭指導活動に育成指導員3名が担当している ・上越市青少年健全育成センターは、出生から18歳までの途切れのない子ども・若者育成支援が目的。我が連合会は、未就学児から高校生を対象に傘下の各区子ども会も育成指導を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全育成を主題目的で「ジュニアリーダー」育成活動実施 募集⇒初級⇒中級⇒スキルアップして(シニアリーダー)SLに繋げる ・上記の運営協議会委員としては、中学・高校生の非行防止健全育成を推進するため連絡連携を図り育成指導していく
9	上越助産師会	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問時、赤ちゃんの全身と裸にして観察している ・上の子がいる場合は、その子の対応、虫歯など(保健師より連絡あり)観察する ・家の中の整理整頓(ネグレクトの疑い)状態をみる
10	特定非営利活動法人マミーズ・ネット	妊娠期から、こどもセンターの利用につながる取組 地域の理解を広げる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安を軽減し、子育て家庭が地域とのつながりをつくるための取組 ・家庭教育支援